

特集 《日本弁理士会の附属機関及び委員会の紹介》

日本弁理士会の附属機関および委員会

平成 20 年度次年度人事検討委員会 委員長 千葉 太一



(1) 日本弁理士会（以下、本会という。）の附属機関および委員会は、本会の目的を達成するための事務および事業を行なうために設けられるもので、本会会則（以下、会則という。）によって、設置根拠が定められています。

附属機関については、会則の第 147 条第 1 項に、「この会則において、附属機関とは、本会が第 3 条に定める事務及び事業を行なうに当たり必要がある場合において、本章の規定により設置する機関をいう。」と規定されています。そして、各附属機関の事業内容たる目的は会則で定められ、組織、運営等の必要事項は会令に委ねられ、運営の詳細はさらに内規に委ねられています。

一方、委員会については、会則の第 101 条第 1 項に、「本会は、例規に特別の定めがあるもののほか、常議員会、執行役員会において必要があると認めるときは、委員会を設けることができる。」と規定されています。そして、委員会の組織、議事等の必要事項は、会令に委ねられ、例規で定められた委員会の中には、詳細な事項がさらに内規に委ねられているものもあります。なお、委員会の委員は、弁理士法第 32 条の規定により業務停止処分を受けた時、または会則第 49 条の規定により選挙権もしくは被選挙権の停止処分を受けた時には、その地位を失います（会則第 102 条）。

このように、附属機関は、すべてが例規に基づいて設置され、目的、組織、運営等も例規で規定される一方、委員会には、例規に基づいて設置されるものと、常議員会あるいは執行役員会によって設置されるものがあり、また、同じ例規で設置されるといっても、附属機関は、上述のように、会則で「本会が第 3 条に定める事務及び事業を行なうに当たり」と定められているのに対し、例規設置の委員会についてはこれに対応する会則上の包括的な規定はありません。そして、附属機関および委員会は、必要がある場合に設置されるものなので、固定的なものではなく、特に執行役員

会によって設置される委員会は、年度毎の事業に合わせて、新設、統合、廃止が行なわれています。

(2) 平成 21 年度に設置されている附属機関および委員会は、次の通りです。各附属機関および各委員会の紹介は、各附属機関および各委員会毎になされることになっていますので、ここでは概略を記すに止めます。

1) 附属機関は以下の 5 機関で、括弧内は例規の関連規定です。なお、本年 4 月 1 日には、新たに広報センターが附属機関に加わります（平成 21 年度第 1 回臨時総会で新設された会則第 153 条の 3 の 2）。

- ①研修所（会則第 148 条、同第 150 条の 4～8、会令第 25 号、同第 39 号、同第 55 号、同第 65 号、同第 84 号、内規第 17 号、同第 24 号、同第 60 号、同第 78 号、同第 94 号、同第 97 号）
- ②中央知的財産研究所（会則第 149 条、会令第 27 号、内規第 50 号）
- ③知的財産支援センター（会則第 150 条、会令第 23 号、同第 29 号、内規第 54 号、同第 56 号、同第 57 号）
- ④知的財産価値評価推進センター（会則第 150 条の 2、会令第 67 号、内規第 81 号）
- ⑤国際活動センター（会則第 150 条の 3、会令第 68 号、内規第 82 号）

2) 例規設置委員会は、主として会員の権利、義務、処分に関する事項を取り扱うもので、以下の 8 委員会があり、各委員会の職務権限は例規で定められており、括弧内は例規の関連規定です。

- ①選挙管理委員会（会則第 64 条、会令第 51 号、同第 52 号、内規第 83 号）
- ②綱紀委員会（会則第 51 条第 1 項及び第 2 項、同第 55 条、会令第 38 号、内規第 90 号）
- ③不服審議委員会（会則第 51 条の 2 第 3 項～第 5 項、

同第 55 条, 会令第 77 号)

- ④審査委員会 (会則第 49 条第 3 項, 同第 52 条, 同第 55 条, 会令第 37 号)
- ⑤紛議調停委員会 (会則第 120 条～第 127 条, 会令第 46 号, 内規第 77 号)
- ⑥コンプライアンス委員会 (会則第 48 条の 2, 会令第 85 号)
- ⑦福利厚生委員会 (会則第 34 条第 4 項, 会令第 28 号)
- ⑧防災会議 (会則第 151 条, 会令第 49 号)

これら例規設置委員会は, 委員数, 選任方法, 任期も例規で定められています。このうち, 選挙管理委員会 (半数), 綱紀委員会, 不服審議委員会 (過半数の外部委員を含む), 審査委員会 (予備委員を含む), 紛議調停委員会, コンプライアンス委員会の各委員は, 常議員会を経て 3 月に会長が選任あるいは委嘱します。また, 福利厚生委員会は, 4 月 1 日に会長が選任し, 防災会議委員も原則その半数を執行役員会の承認を経て会長が 4 月 1 日に選任します。

なお, 綱紀委員会, 不服審議委員会, 審査委員会 (予備委員を含む), 紛議調停委員会, 選挙管理委員会, コンプライアンス委員会の委員は会長, 副会長, 常議員, 執行理事, 監事を兼ねることができません (会則第 62 条第 2 項)。さらに, 選挙管理委員会の委員は, 上記役員のほか, 予備委員を含む審査委員会の委員, 綱紀委員会の委員, 不服審議委員会の委員を兼ねることができません (会令 51 号第 12 条 5 項)。

また, 通常, 例規設置委員会には分類されませんが, 会則第 128 条～第 133 条に規定された登録審査会があります。この登録審査会は弁理士法に規定された登録の拒否, 取り消し及び抹消について執行役員会の請求により審査する (会則第 128 条) もので, 他の委員会と異なって, 本会会長が会長を務め, 委員は 4 人で, 会長が経済産業大臣の承認を受けて, 弁理士 1 人, 弁理士にかかる行政事務に従事する経済産業省の職員 1

人, 学識経験者 2 人に委嘱します (会則第 129 条)。この登録審査会の組織及び運営に関する必要事項は会令 (会令第 53 号, 同第 54 号) に委ねられています。

同様に, 内規第 13 号に規定された審議委員会があります。この審議委員会は, 総会に付する議案に関する事項その他会長が必要と認めた事項を審議するため常議員会に設置されるもので, 委員会の構成, 職務権限, 委員の選任等は常議員会の決議を経て決定されません。

3) 執行役員会設置委員会は, 設置に際して職務権限, 委員数等が執行役員会によって定められるもので, 以下の委員会があり, 委員の選任は会長によって, 原則 4 月 1 日になされます。また, 委員の任期は, 委員に選任された日から選任された年度の末日までが原則ですが, 任期満了後も後任者が就任するまでは, 職務を行いません (会令第 58 号)。

例規委員会, 総合政策検討委員会, 役員制度検討委員会, 地域知財活動本部企画調整委員会, 弁理士推薦委員会, 財務委員会, 会館等委員会 (21 年度休会), 知的財産政策推進本部, 弁理士法改正特別委員会, 広報センター (パテント編集委員会統合), 知財流通・流動化検討委員会, 特許委員会, 意匠委員会, 商標委員会, ソフトウェア委員会, バイオ・ライフサイエンス委員会, 著作権委員会, 産業競争力推進委員会, 不正競争防止委員会, 業務対策委員会, 特許制度運用協議委員会, ADR 推進機構, 技術標準委員会, 情報企画委員会, 弁理士業務標準化委員会, インターン制度運営委員会, 例規改正特別委員会, 知財経営コンサルティング検討委員会, パテントコンテスト委員会, 弁理士制度 110 周年記念事業実行委員会, 農林水産知財対応委員会, 弁理士サービス価格検討委員会, 次年度会務検討委員会, 次年度人事検討委員会

(原稿受領 2010. 1. 12)